

名古屋葵大学 公的研究費不正使用防止計画

名古屋葵大学公的研究費の管理・監査体制に関する規程第 10 条に基づき、名古屋葵大学公的研究費不正使用防止計画を以下のとおり定める。

I 運営管理体制

①最高管理責任者

本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

②統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③コンプライアンス推進責任者

各学部等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

④コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者から指示された各学科等における公的研究費の運営及び管理についてコンプライアンス推進責任者を補佐し、コンプライアンス推進責任者に報告する。

II 不正使用防止計画

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	大学運営会議等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	事務処理手続きに関するマニュアルを毎年度更新し、周知することにより、適正運用の徹底を図る。
・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 ・公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。 ・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	・教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・コンプライアンス研修を行い、参加を義務付ける。 ・全教職員から不正を行わない旨の誓約書を提出させる。 ・不正を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画
不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正事案が発生する。	不正事案の調査により明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に加える。

4. 公的研究費の適正な運営及び管理活動

不正発生の要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	- 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 - 特に執行率の低い研究者に対しては、ヒアリングを行い、研究費の繰り越し・返還等の指導を行う。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	- 特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、「名古屋葵大学公的研究費の物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより、他の業者へ注意喚起を行う。 - 不正防止に関するチラシを作成し、配布する等により、どのような行為が不正にあたるのかを業者にも認識させる。また、架空伝票の依頼等があった場合は、直ちに本学に通報することを要請する。 - 取引数の多い業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。
旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	疑義が生じた場合、事務部門は、関係者、旅行代理店等への問い合わせを行う等、確認を強化する。
教員発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	事務部門は、教員が発注する全ての購入物品について、納品事実の確認を行う。
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	疑義が生じた場合、事務部門は、発注者に購入目的の確認等を行う。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	通報窓口は、学内専用サイトに掲載しているが、必要に応じて、学内専用サイトに掲載していることを周知する。
使用ルール等の統一が図られてい	・相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受

ないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	け付ける。また、必要に応じて、受け付けた質問等を取りまとめたQ&A集等を作成し、学内専用サイトにより周知することにより、経費のより適正な執行を図る。 ・ 公的研究費の使用ルールに関する説明会を開催し、関係者の出席を義務付ける。その際、公的研究費の取扱いに関する理解度チェックを実施する。
----------------------------	--

6. モニタリングの充実

不正発生の要因	防止計画
不正の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	・ 内部監査部門の体制を強化し、通常監査及び特別監査の対象数を拡大させる。 ・ 抜き打ち監査を実施する。 ・ 内部監査部門は、不正防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。

Ⅲ 不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。

附 則

この計画は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和元年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。